

# 施設園芸用燃油価格高騰対策緊急支援事業のご案内

## 1 趣 旨

施設園芸における加温用燃油の価格が高止まりしているため、省エネルギー化に取り組む施設園芸農家等に対し、燃油価格の高騰分の一部に相当する支援金を交付します。

※本事業は、財源に国の令和7年度補正予算「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

## 2 概 要

項目	内 容
申 請 期 間	令和8年2月19日（木）から令和8年3月9日（月）
交付対象者の要件	<input type="checkbox"/> 園芸用施設において、燃油を用いて加温を行い、野菜類、花き類、果樹類を生産し、販売していること。  <input type="checkbox"/> 国の令和7事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業」に加入していること、又は令和8事業年度の同事業に加入を確約すること。  <input type="checkbox"/> 令和7年10月1日から令和8年3月31までの期間、園芸用施設において、燃油を用いた加温により営農すること。  <input type="checkbox"/> 令和7年度補正予算の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする他の補助制度等による同様の支援への申請をしていないこと。
支援対象期間	令和7年10月1日から令和8年3月31日
対 象 燃 油	園芸施設の加温に用いるA重油、灯油及びLNG ※LPガスは、基準価格>全国平均価格のため支援なし
支 援 単 價	A重油 1リットル当たり 11.7円 灯油 1リットル当たり 12.4円 LPガス 1キログラム当たり 0円 LNG 1立方メートル当たり 10、11、12月：11.4円 1、2月 : 2.4円 3月 : 8.4円
交 付 額	燃油使用量に0.95を乗じた数量 × 支援単価 以内 (交付額は1円未満切り捨て)

燃油数量	支援対象期間の前年度同期間（令和6年10月1日から令和7年3月31日）に購入したことが証明できる、加温用燃油数量の合計 ※令和7年4月以降に新規就農した等の理由で、上記期間のすべての期間に、燃油を用いた加温により営農した実績が無い場合は、御相談ください。
申請方法	申請手続きは最寄りのJAへ <申請に必要な書類> ①交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号） ②燃油購入実績の根拠書類（領収書等） （購入年月日、油種、購入数量、購入者が確認できる書類） ③誓約書（様式第2号） ④施設園芸農家であることが確認できる書類 ⑤本人確認書類 ※別添④～⑤は、農業協同組合で確認ができる場合は、省略可能です。
支援金交付時期	令和8年6月下旬（予定）

### 3 交付申請額の計算例

- ・加温用燃油に1種類の燃油のみ使用している場合

（例）令和6年10月から令和7年3月にA重油を20,000リットル購入  
**交付申請額：A重油 (20,000L × 0.95) = 19,000L**  
 $19,000 \text{ L} \times 11.7 \text{ 円/L} = 222,300 \text{ 円}$

- ・加温用燃油に複数の種類の燃油を使用している場合

（例）令和6年10月から令和7年3月にA重油を10,000リットル購入  
 " 灯油を5,000リットル購入  
**交付申請額：A重油 (10,000L × 0.95) = 9,500L**  
 $9,500 \text{ L} \times 11.7 \text{ 円/L} = 111,150 \text{ 円}$   
 " 灯油 (5,000L × 0.95) = 4,750L  
 $4,750 \text{ L} \times 12.4 \text{ 円/L} = 58,900 \text{ 円}$   
**合計交付申請額： 170,050 円**

申請手続きは最寄りのJAへ

事業に関する問い合わせ先

J A静岡中央会 農政営農部

TEL054-284-9620

静岡県経済産業部農業局 農産振興課 野菜振興班

TEL054-221-2732